

■地方財政借入金残高

地方債現在高のほか、地方財源不足に対処するための交付税及び譲与税配付金特別会計借入金のうち地方負担分、公営企業において償還する企業債のうち普通会計がその償還を負担するものを含めた借入金残高。

■地方中枢都市

札幌、仙台、広島、福岡、北九州の5都市をいう。

■中国圏広域地方計画

広域地方計画は複数の都府県にまたがる広域ブロック（広域地方計画区域）において、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地からの国土利用、整備及び保全を推進するため、広域地方計画区域毎に国土形成計画を定めるものである。中国地方においては鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県が対象となっており、平成21年（2009年）8月4日に策定された。

■中山間地

平野の外縁部から山間地にかけての地域。

■駐車場整備地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。駐車場法第3条により、商業地域、近隣商業地域等内、又はこれらの地域の周辺地域において、自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し円滑な道路交通を確保するため、駐車場の必要がある地区として定められる。駐車場整備地区内の大規模な建築物については、条例の定めるところにより、駐車施設の附置義務が課せられる。

■超高齢化

一般的に、総人口に占める65歳以上の人口の割合が21%以上である状況を超高齢社会と呼んでいる。

■超小型モビリティ

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両。

■調整池

下流の河川や水路の流下能力に見合うよう、雨水の一部を一時貯留（ピーク・カット）し、流出量を抑制する施設。

■定住人口

一定地域（市町村等）に定住している人の数。

■低炭素型の都市づくり

喫緊の課題である地球温暖化問題に対応するためには、住宅の環境性能向上などの単体対策のみならず、「市街地の拡散を抑制し、公共交通活用などの交通対策と組み合わせて集約的な都市構造に誘導すること」、「建物の更新を面的に推進し、併せてエネルギー利用の効率化や未利用・再生可能エネルギーの活用を図ること」、「吸収源となる緑地の保全と都市緑化を推進すること」などの都市分野の対策を総合的に推進する必要がある。このような取組を低炭素型の都市づくりという。

■低炭素まちづくり計画

平成24年（2012年）12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、市町村が策定する、総合的かつ計画的な都市の低炭素化の促進のためのマスタープラン。

■投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、長期間にわたって効果が持続する経費。

■導・送・揚水管

導水管：貯水池などの水源から浄水場までの管路

送水管：浄水場から配水池（配水場）までの管路

揚水管：水を高所にある水槽などに揚げるための管路

■特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち、市街化区域外の区域において設置されるもので、農山漁村部や観光地などの環境を守るために実施されるものをいう。

■特別緑地保全地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。貴重な野生生物の生息域を内包することなどから、都市緑地法第12条に基づき、特に保全が必要な緑地として指定する地区。指定地区では、建築行為等一定の行為を行うに当たって許可が必要となる。

■都市型住宅

一般に、中層、高層の耐火構造の共同住宅をいう。

■都市機能

都市における経済活動や教育、文化、福祉、居住などを支える質の高いサービスを提供する機能。

■都市基盤

一般的に道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のことをいう。

■都市経営コスト

行政サービスの実施や公共施設の維持に係る経費。

■都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎調査。都市計画法では、都道府県は、概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。

■都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地として指定した区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況と推移などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

■都市計画提案制度

土地所有者やまちづくりNPO等が、地域の合意等一定の条件を満たした上で、都市計画について、その案を提案できる仕組みのこと。

■都市施設

円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設であり、都市の骨格をなすものの総称。都市計画法第11条では、道路、公園、下水道などを都市施設としている。

■都市ブランド

都市に対する消費者からの評価であり、都市が有する無形資産の一つである、魅力的なまち全体のイメージ。

■土地区画整理事業

市街地開発事業の一種。土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

な行

■南海トラフ巨大地震

駿河湾から日向灘まで延びる海溝、南海トラフを震源域とし、東海・東南海・南海地震が同時発生する巨大地震。

■ニューツーリズム

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行を指す。テーマとしては産業観光、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイ等が挙げられる。

■農業集落排水

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るもの。

■乗合タクシー

交通不便地域等における輸送需要や住民ニーズに対応するため、乗車定員10人以下の自動車を使用して運行する乗合自動車。

は行

■バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くこと。

■PFI

Private Finance Initiativeの略であり、公共施設などの設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を図っていくこととする考え方。

■PPP

Public Private Partnership（公民連携）の略。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。

■光害

良好な照明環境の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や、漏れ光によって阻害されている状況、又は、それによる悪影響をいう。

■ピクトグラム

抽象化、単純化された絵で、視覚言語（絵文字）の一つであり、外国人にも配慮した、公共の施設や観光施設などをイメージできるシンボルサインとして使用されている。

■広島県建築基準法施行条例

建築基準法の規定に基づき、広島県が、災害危険区域の指定、がけ付近の建築に関する事項、劇場等の避難経路に関する事項、特殊建築物等の接道幅に関する事項、自動車車庫等の出入口と道路との関係に関する事項、日影による高さ制限の区域及び時間に関する事項などについて定めた条例。

■広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

広島圏都市計画区域について、長期的視点に立った都市の将来像及び基本目標を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするため、広島県が策定したマスタープラン。現在のマスタープランは平成23年（2011年）9月に策定された。

■広島県保健医療計画

医療法（昭和23年法律第205号）により都道府県が定めることとされている「医療計画」として、本県の望ましい保健医療提供体制の確立に向け、その推進方針を明確にした基本計画。

■広島市基本構想

広島市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想について定めたもの。現在の基本構想は、市議会の議決を経て、平成21年（2009年）10月16日に策定された。

■広島市市街化調整区域における地区計画の運用基準

市街化調整区域における地区計画制度の運用及び地区計画の素案の作成に関して必要な事項を記述した運用基準。

■広島市自転車等の放置の防止に関する条例

良好な生活環境の確保及び都市機能の保持を図ることを目的として、自転車等の放置の防止及び自転車等駐車場の整備等、自転車等の駐車対策に関し必要な事項を定めた条例。

■ひろしま市民の里@安佐

安佐北区安佐町にある、市民が農林業や農村文化などを体験できる場。

■広島平和記念都市建設計画

広島平和記念都市建設法の公布・施行後に、それまでの広島復興都市計画（昭和21年（1946年）及び24年（1949年）策定）に置き換わる新たな都市づくりの計画として昭和27年（1952年）3月に決定した都市計画。

■広島平和記念都市建設法

広島市を、恒久の平和を誠実に実現しようとする理想の象徴として建設することを目的に、昭和24年（1949年）8月6日に公布・施行された法律。

■ふれあい樹林制度

デルタ市街地とその周辺にある良好な自然環境を形成している民有緑地のうち、積極的に保全すべきものを対象として、本市、土地所有者及びボランティア等との間で協定を締結し、緑地の保全を図る制度。

■分散型エネルギーシステム

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていこうとするシステム。

■ペDESTリアンデッキ

自動車が行き交う道路と立体的に分離した歩行者専用の通路や広場。駅前広場をまたいで駅と建物をつないだり、建物同士を2階レベルで結んだりするのに用いられる。

■防火・準防火地域

市街地の火災の危険性を防ぐために、建物の構造を規制する地域。防火地域は、商業・業務地など、市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定められ、準防火地域は、市街地の中心に近く、防火地域に準ずる地域に定められる。

■防災拠点施設

災害発生後、救出・救助、消火、救急、避難誘導、医療・救護等の災害応急対策を実施するために必要となる施設。

■防災まちづくり

「災害に強いまちづくりプラン」に挙げられた、地域社会で住民が主体となって取り組む、防災を主目的としたまちづくり活動。具体的には、「災害危険に関する情報の理解促進、防災意識の高揚」、「家庭内での防災対策や防災技術の習得、防災まちづくり活動への参加意欲の高揚」、「防災まちづくり活動の実践」、「防災まちづくり事業の展開」の4段階に分けて促進される。

■防犯まちづくり

都市内における各種の犯罪発生をまちづくりの観点から予防するため、防犯の視点を計画段階から取り入れた設計やソフトな取組等を行い、より安全・安心なコミュニティ形成を図ること。

■保水機能

山林などの緑地が、降った雨を一時的に貯留したり、地中に浸透させる機能。

ま行

■MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

■まちづくり構想

地区計画の素案を作成しようとする既存集落、自治会等において、住民合意の下で作成された地域の将来像に係る計画書や計画図。

■水資源再生センター

下水処理場のこと。本市では、下水道の役割や機能をわかりやすく表し、水資源の循環をイメージさせる「水資源再生センター」という呼称を使っている。

■「水の都ひろしま」推進計画

質の高い水辺空間や魅力的な水都文化が形成された「水の都ひろしま」を実現することを目的に、「水の都ひろしま」構想を“よりどころ”とし、市民や企業の協働のもと、様々な取組を計画的に、また効果的に進めるための実施計画として策定した計画。

■未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー（夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水と大気の温度差から得られるエネルギー）や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーの総称。

■メッセ・コンベンション

メッセは見本市、コンベンションは大規模な会議のこと。

や行

■遊水機能

川沿いの田畑等が雨を溜めたり、あふれた水を一時的に溜めておく機能。

■輸送改善

混雑の緩和や乗継利便性の向上など、鉄道輸送サービスの改善のこと。

■容積率

建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。都市計画法・建築基準法により、用途地域の種別その他の都市計画の指定に応じて、容積率の限度が定められている。公共施設の整備状況など当該地域の水準に見合った密度に抑えるための規制。

■用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的として、住宅地、商業地、工業地等都市の主要な構成要素の配置及び密度について公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況及び動向を勘案して定められる。都市の計画的な土地利用を実現するため定められる地域地区の中で最も根幹をなす制度。

ら行**■ライフライン**

電気、ガス、通信、上水道、下水道等市民生活を支えるネットワーク状の施設。

■リバーフロント住宅

河川と市街地が交わる空間を「リバーフロント」として捉え、この空間をより美しく快適に魅力あるものにする、川を意識した良質な住宅のこと。

■流通業務

輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務。

■緑化推進制度

「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に基づき、都市緑化の推進を図ることを目的に創設した制度。市街化区域等において一定規模以上の敷地で建築物の新築等をしようとする建築主を対象に、一定割合以上の緑化を義務付けるもので、平成22年（2010年）4月から運用を開始している。

■緑地協定

都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

■緑地保全地域

都市緑地法に基づき、宅地開発等により消滅の可能性がある緑地の保全を行うために指定する地域。指定地域では、建築行為等一定の行為について届出が必要となる。

■臨時財政対策債

国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部をとりあえず臨時財政対策債として地方自治体に借金させて窮状をしのぎ、借金の返済時に地方交付税として地方自治体に返すもの。

■6.29豪雨災害

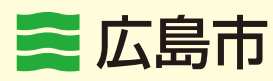
平成11年（1999年）6月29日、広島市を中心にした県南西部で発生した集中豪雨による土砂災害。被災箇所は、土石流等災害で139箇所、がけ崩れ災害で186箇所にもおよび、死者31名、行方不明者1名、家屋全壊154戸等、昭和63年（1988年）県北西部豪雨災害を大きく上回る、近年にない大規模な土砂災害となった。被害は都市近郊の新興住宅地に集中し、都市型の土砂災害と位置付けられる。

都市計画マスタープラン 写真等著作権リスト

章	頁	写真等名称	著作権
第3章	P35	宮島の嚴島神社（廿日市市）	広島県
第3章	P37	広島電鉄の超低床車両：グリーンムーバーマックス	広島電鉄株式会社
第5章	P56	ひろしま市民の里@安佐	公益財団法人広島市農林水産振興センター
第5章	P59	（地区計画の説明図）	全国地区計画推進協議会
第5章	P74	港湾倉庫を改修したにぎわい施設（南区宇品）	広島県
第6章	P113	将来都市構造	広島県

上記以外の図版写真等の著作権は広島市に属します。

名 称	広島市都市計画マスタープラン
登録番号	広K2-2013-288
主管課所在地	広島市都市整備局都市計画課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2268
発行年月	平成25年(2013年)8月 初版発行 平成26年(2014年)2月 第2版発行
印刷会社名	株式会社 中本本店



平成25年(2013年)8月